

健康・医療情報を活用した川崎市国民健康保険保健事業の実施について

1 事業実施(データヘルス計画)の背景

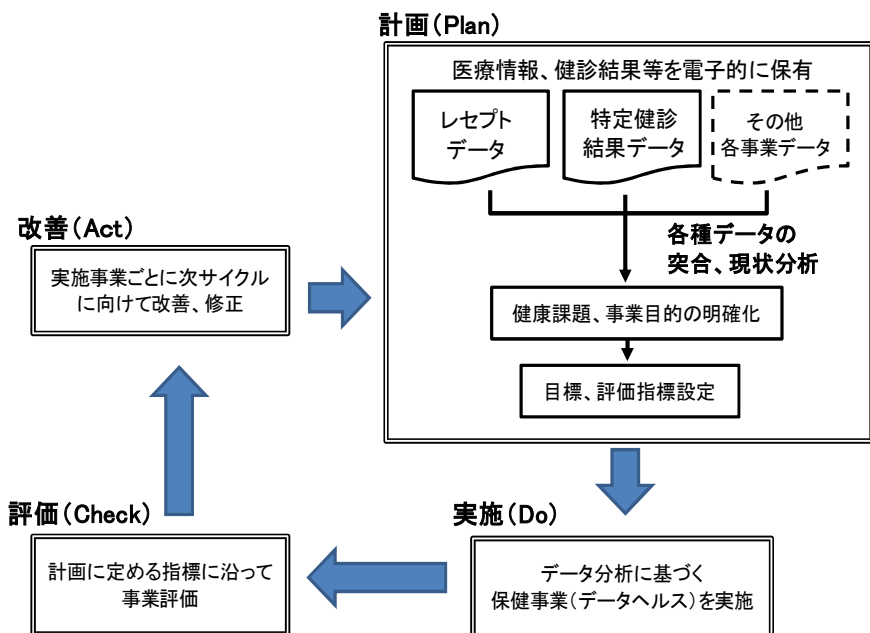
平成25年6月、「日本再興戦略」において、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の策定及び事業実施、評価等の取組の推進が保険者に求められた。

平成26年3月、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成十六年厚生労働省告示第三百七号)の一部改正により、健康・医療情報を利用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(「データヘルス計画」)を策定し、当該保健事業の実施及び評価を行うこととされた。

2 データヘルス計画の概要

健康・医療情報(レセプトや特定健診等のデータ)を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的・効果的な保健事業を実施するための計画

データ分析に基づく事業展開により、国保被保険者の健康保持増進を図る。また、それら保健事業を継続的に実施していくことにより、長期的に医療費の適正化を図る。



3 本市のデータヘルス計画の考え方

(1) データヘルス計画の位置付け

川崎市総合計画 「生き生きと暮らすための健康づくり」

(2) その他の計画との関係

川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」では、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するため、疾病の早期発見や治療だけでなく、疾病そのものを予防する「一次予防」に重点をおくこととしている。国民健康保険の保健事業においても、一次予防の取組を進めることにより医療費の適正化につなげていく。

「第二期川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」は、データヘルス計画に含まれる計画となるが、特定健診が法定事業であり、現在、計画の実施期間中であることから、それぞれの計画の整合を図る。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成28年度から第二期特定健診等実施計画の最終年度である29年度までの2年間とする。その後は、「(仮称)第三期川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」と一体的に策定する。

(4) 外部有識者からの支援

膨大なデータの分析及びその分析結果を効果的かつ効率的に既存事業に取り入れていくためには、高度に専門的な知識と経験が必要であることから、神奈川県国民健康保険団体連合会が設置した、「保健事業支援・評価委員会」による支援及び評価等を取り入れることとした。

4 計画スケジュール

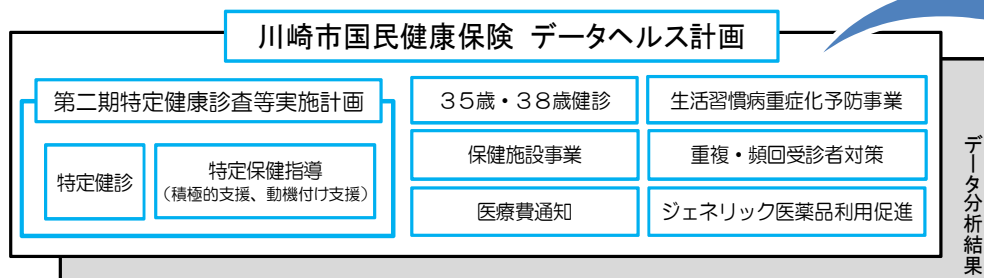
計画期間中に保健事業の見直しを進めるとともに、次期データヘルス計画については、平成29年度中に策定予定の「(仮称)第三期川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」(高齢者の医療の確保に関する法律第十九条)と一体的に策定及び運用を図る。(計画期間：平成30～34年度予定)

| 平成25年度 (2013年度) | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度～ (2018年度～) |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 第二期川崎市国民健康保険 特定健康診査等実施計画(法定計画) 平成25～平成29年度 | | | | | 第三期川崎市国民健康保険 特定健康診査等実施計画 (法定計画) |
| | | | | 川崎市国民健康保険 データヘルス計画 平成28～平成29年度 | |
| | | | | | 第二期川崎市国民健康保険 データヘルス計画 |

5 データ分析結果に基づく既存の保健事業の実施

本市においても、指針に沿って健康・医療情報（レセプトや健診等のデータ）を活用し、既存の保健事業を「データヘルス計画」に基づく保健事業と位置付け、データ分析により明らかになった本市の現状と課題に対し、既存事業のこれまでの取組内容を改めて整理し、事業ごとに課題解決のための方針を定めた。

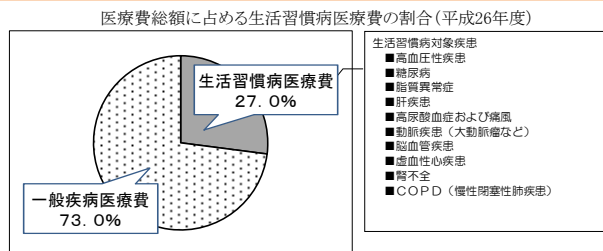
各事業については、事業規模に応じて取組を細分化し、それぞれの取組ごとに目的を持ち、PDCAサイクルに沿って実施することにより、事業全体の効率化及び効果の向上を図る。



【主なデータ分析結果】

(1) 医療費について

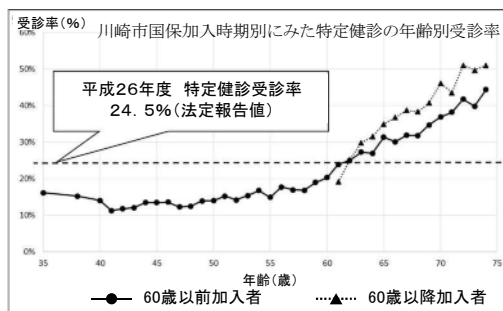
①生活習慣病に係る医療費は医療費総額の27.0%を占めており、予防・改善が可能な生活習慣病の重症化予防を行うことが医療費抑制につながる。



②生活習慣病で医療機関を1回以上受診した人数、生活習慣病一人当たり医療費をみると40歳代から急激に高くなっているため、40歳代前後の若年層から疾病の予防、早期発見を行うことが必要。

(2) 特定健診について

①年齢が高くなるにつれて特定健診受診率も高くなっており、とくに60歳以降に川崎市国保に加入した方の受診率は高い傾向にある。被用者保険加入時に定期的な健診受診が習慣化していることが要因と考えられる。



②長期未受診者(3年間で受診0回)が全体の70.9%存在しており、受診状況ごとの一人当たり医療費をみると年齢が高くなるほど未受診者の医療費が高くなる。また、過去3年の受診回数ごとの一人当たり医療費をみると、受診回数が少ないほど医療費が高い傾向が見られた。長期未受診者を減らし、複数年に1回でも受診する人を増やす必要がある。

6 川崎市国民健康保険保健事業の実施計画

(1) 特定健康診査及び特定保健指導

| | | |
|------|--|---|
| 事業内容 | 特定健診: | 40歳～74歳までの被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施 |
| | 特定保健指導: | 特定健診の結果、生活習慣病リスクの高い被保険者に対して保健師等による保健指導を実施 |
| 事業方針 | 健診受診が習慣となるように、若年層への受診勧奨を重点的に行うとともに、長期未受診者に対して少なくとも複数年に1度でも受診してもらうよう受診勧奨していく。 | |

(2) 35歳・38歳健診

| | | |
|------|---|--|
| 事業内容 | 特定健診の対象となる前の35歳、38歳の方に対し、特定健診と同様の健診を実施 | |
| 事業方針 | 医療費の上昇が始まる40歳前後の若年層に対する取組が重要であることが改めて明らかになったため、特定健診の対象となる前の30歳代の健診受診を習慣化することで、特定健診の受診へと繋げていく。 | |

(3) 保健施設事業(プール・トレーニングルーム利用券)

| | | |
|------|---|--|
| 事業内容 | 市内温水プール、スポーツセンター等で無料利用できる利用券の配布を実施 | |
| 事業方針 | 利用者情報等のデータ蓄積のない事業であることから、計画期間中に事業のモニタリングを行い、効率的かつ効果的な事業となるよう検討する。 | |

(4) 生活習慣病重症化予防事業

| | | |
|------|--|--|
| 事業内容 | 特定保健指導対象外の方のうち、生活習慣病に関する検査において病気発症や重症化の可能性のある方に対して各区保健師等による家庭訪問等を実施 | |
| 事業方針 | 平成28年度から全市展開する。また、生活習慣病は、複合的な要因によって引き起こされることから、特定の疾患に絞るのではなく、未治療者へのアプローチにより生活習慣病の重症化予防に取り組む。 | |

(5) 医療費通知

| | | |
|------|---|--|
| 事業内容 | 医療を受けた被保険者に対し医療費通知の発送を実施(年6回、世帯単位で発送) | |
| 事業方針 | 被保険者に増え続ける医療費への再認識を促すため継続して実施する。対象診療月及び通知回数について効果的な実施方法を検討する。 | |

(6) 重複・頻回受診者対策

| | | |
|------|--|--|
| 事業内容 | 医療機関等の適正受診についての指導を実施 | |
| 事業方針 | 向精神薬の重複投与、過剰投与を防ぎ、被保険者の治療意識の向上を図ることを主として事業を実施する。 | |

(7) ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用促進

| | | |
|------|--|--|
| 事業内容 | ジェネリック医薬品の利用促進において、広報啓発を行うほか、個別通知等の発送を実施。(ジェネリック医薬品に切り替えた場合の1か月あたりの自己負担額の差額が300円以上の被保険者に対し年2回実施) | |
| 事業方針 | 切り替え可能金額の多い薬効分類に対して重点的に利用促進をする。 | |

【保険者努力支援制度】

平成30年度からの保険者努力支援制度の各指標に取り入れられる見込み